

第54回定時株主総会

招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

目次

事業報告

KIMOTOグループの現況

その他企業集団の現況に関する重要な事項	1
---------------------	---

会社の現況

会社役員の状況

3. 社外役員に関する事項	1
---------------	---

会計監査人の状況	1
----------	---

業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要	2
--------------------------	---

会社の支配に関する基本方針	3
---------------	---

連結計算書類

連結注記表	9
-------	---

計算書類

個別注記表	15
-------	----

当社は、法令及び定款第15条の3の規定により、第54回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「会社役員の状況」のうち「3.社外役員に関する事項」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要」、「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結注記表」、計算書類の「個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kimoto.co.jp/>）に掲載することによりご提供いたしております。

事業報告

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

KIMOTOグループの現況

その他企業集団の現況に関する重要な事項

前連結会計年度に連結子会社でありました株式会社 キモトテクノ（古河市）は平成25年6月、KIMOTO POLAND Sp.z o.o.（ポーランド）は平成26年1月にそれぞれ清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

会社の現況

会社役員の様況

3. 社外役員に関する事項

(1) 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（17回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数〔回〕	出席率〔%〕	出席回数〔回〕	出席率〔%〕
監査役 柏原慶憲	14	82	11	92
監査役 蘆原 信	15	88	12	100

(注) 上記の取締役会の開催回数には書面決議によるものは含まれておりません。

・取締役会及び監査役会における発言状況

各社外監査役は、取締役会及び監査役会において議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が規定する最低責任限度額としております。

会計監査人の状況

1. 名称 太陽A S G有限責任監査法人

2. 報酬等の額

	支払額〔百万円〕
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) KIMOTOグループとしての企業行動規範を策定する。
- (2) 当社代表取締役社長は、グループ企業各社ごとにコンプライアンス担当役員、担当部署を定める。
- (3) 当社コンプライアンス担当部署は、当社及び国内子会社に対して定期的な啓蒙活動又は研修を行う。
- (4) 当社及び国内子会社において内部通報制度を制定する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令又は取締役会で定めた文書の作成、保存、廃棄に関して文書管理規程を制定する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) KIMOTOグループのリスクを抽出する。
- (2) 当社代表取締役社長は、グループ企業各社ごとにリスク管理担当役員、担当部署を定める。
- (3) グループ企業各社は、リスク管理状況を定期的に当社取締役会に報告する体制を構築する。
- (4) 当社は大規模な事故、災害などが発生した場合の対処を策定する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1) 中期経営計画の数値目標を定める。
- (2) 取締役はその中期経営計画の目標達成に向けて具体案を立案、実行する。
- (3) 決裁基準表を遵守する。

5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社代表取締役社長は、子会社担当役員、担当部署を定める。
- (2) 当社への報告事項を整備し、子会社での業務の適切な効率化を図る。
- (3) 監査役と内部監査室は、定期的にKIMOTOグループ体制を監査し、社長に報告する。

6. 財務報告の適正性を確保するための体制

- (1) KIMOTOグループは、財務報告の適正性を確保するために必要かつ適切な体制を構築する。
- (2) 財務報告に係る内部統制の基本方針を定める。
- (3) 有効性を定期的に評価して、その評価結果を取締役に報告する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役からの専任スタッフの要請があった場合は、必要な人員を配置し、そのスタッフの成績評価は監査役が行う。
- (2) 専任スタッフの異動、懲罰に関しては、監査役の同意を必要とする。

8. 監査役への報告体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は代表取締役社長、内部監査室及び会計監査人との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通を図る。
- (2) 取締役又は使用人は、監査役会が報告すべきものと定めた事項が発生した場合、監査役にすみやかに報告する。
- (3) 監査役は、取締役会のみならず重要な会議に出席できるものとする。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本方針を定める。
- (2) 当社及び国内子会社としての企業行動規範に、反社会的勢力との関係遮断を明記する。
- (3) 当社代表取締役社長は、反社会的勢力との関係遮断について宣言を行う。
- (4) 当社反社会的勢力対応担当部署は、当社及び国内子会社に対して定期的な啓蒙活動又は研修を行う。
- (5) 当社及び国内子会社は、「民事暴力対策規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を策定する。

会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値又は株主共同の利益を継続的に確保・向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。上場会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量買付提案又はこれに類似する行為があった場合、当社株券等を売却するかどうかは株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

なお、当社は、当社株券等について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値又は株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付提案又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。そして、かかる株券等の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値又は株主共同の利益を毀損すると思われるものも少なくありません。

当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、並びに顧客、取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに対する十分な理解がなければ、当社の企業価値又は株主共同の利益を確保・向上させることはできません。当社の企業価値の源泉は、①独創的な技術開発力、②先進的な製造技術と一貫した品質保証体制、③「プロ集団」たる従業員の存在、④顧客・取引先との切磋琢磨する関係にあるため、当社の企業価値又は株主共同の利益を確保・向上させるには、特にかかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠であります。当社株券等の大量買付を行う者が、かかる当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値又は株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、このような当社の企業価値又は株主共同の利益を毀損する大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値又は株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取組み

1) 当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

(1) 当社の企業理念について

当社は、技術開発型の企業としてグローバルに発展することにより、顧客・株主及び従業員の満足を得ることに努め、地域の発展と繁栄に寄与し、地球環境をまもり、未来に向けて社会とともに前進します。

(2) 当社の企業価値の源泉について

当社は昭和27年の設立以来、技術開発型の企業としてグローバルに発展することにより、顧客・株主及び従業員の満足を得ることを基本理念として、かかる方針の下、研究開発及び技術の革新を推進し、企業価値を向上させてまいりました。

かかる当社の企業価値の源泉は、①市場の急速な変化を先取りできる独創的な技術開発力、②多様な顧客に満足いただける製品を生み出す先進的な製造技術と高度で一貫した品質保証体制、③高品位な製品を適時に創り上げるための高い技術力を有する「プロ集団」たる従業員の存在、④常に最高の製品、商品及びサービスをともに創り上げていく顧客・取引先との切磋琢磨する関係にあります。

具体的には、第一に、当社の内外にわたる顧客それぞれにとって最高の製品、商品及びサービスを適時に提供するためには、時代の急速な変化を予測し、顧客のニーズを先取りする先見性が必要となります。当社は創業以来、常に顧客との対話を重視し、顧客に満足いただける製品を生み出すための研究開発を推進してまいりました。この独創的な技術開発力こそが顧客に満足いただける製品、サービスの提供を可能にする原点であり、当社の企業価値を向上させております。

第二に、独創的な技術開発力により開発された製品を高い品質で安定的に供給できることは、顧客の信頼の獲得と取引の継続にとって極めて重要です。このために当社では、ISO 9001：2008を取得し、独自に構築した先進的な製造技術と、高度で一貫した品質保証体制を確立しております。開発のみならず、製品の高品質・安定製造をも重視することにより、当社の企業価値を向上させております。

第三に、当社には、従業員が部署や職位に関わりなく自由に意見を述べ合うことでその技能等を伝承する企業風土が創業時から連綿と形成されており、従業員の技能向上の基礎となっております。研究開発、製造、営業等それぞれの職掌において顧客に満足いただける製品、サービスを適時に提供するためには、かかる従業員と企業風土を将来にわたり確保・維持することが不可欠です。当社は、時代の最先端をいく独創的かつ高度な技術を開発・維持するためには、このような高い技術力を有する従業員の存在が不可欠であるとの認識から、従業員一人ひとりが継続して成長し、独創的かつ高度な技能を身につけることができる体制づくりを構築しております。

第四に、時代の最先端をいく独創的かつ高度な技術を開発・維持するためには、従業員及び企業風土のみならず、優れた製品の提供を求める顧客及び協力関係にある取引先の存在が不可欠です。顧客から時には不可能と思われる高度な要請を受け、又は将来の市場動向を予測することにより、顧客のニーズにいち早く応えることができる当社の独創的な技術開発力が継続的に磨かれてまいりました。

このような顧客・取引先との切磋琢磨する関係は、当社が世界に通ずる技術開発型の企業として、その時代に成し得る最高の専門技術と、最高の製品、商品並びにサービスを内外の顧客に提供するための大きな原動力となっております。この意味で、当社の既存の顧客・取引先との切磋琢磨する関係を将来にわたり確保することは、当社が企業価値を向上させていく上で極めて重要です。

(3) 当社の今後の企業価値又は株主共同の利益の確保、向上に向けた取組みについて

① 中長期経営計画について

当社グループの主な事業は、ポリエステルフィルムを中心とする各種フィルムの表面に特殊加工を施すことにより、多様な機能を付加した各種工業材料を製造販売することです。

当社グループの製品は、主として電子・工業材料業界に継続的に供給されており、当該業界は今後も市場拡大が期待されております。

当社グループでは、この成長市場においてより収益性の高いビジネスを創出するとともに、環境、エネルギー、デジタル画像などの新しい市場、業界に向けた新事業、新製品の開発にグループを挙げて取り組み、企業価値の向上を目指します。また、経営戦略に連動する技術ロードマップを確実に実現することで、継続的に技術基盤の拡充を図ります。

上記のビジョンを実現することが企業価値の持続的向上と株主共同の利益確保に資するものであると考えます。

当社グループの製品は、主として電子・工業材料分野に継続的に供給されており、引き続き東アジアを中心に市場拡大が期待されることから、当社グループでは新たに加えたソウル及び深圳の営業拠点を軸に、積極的な販売活動を展開します。さらに、この成長市場においてより収益性の高いビジネスを創出するとともに、環境、エネルギー、空間情報などの新しい市場に向け新事業、新製品の開発にも注力し、一層の企業価値向上を目指します。それらを基に国内外の著しい経営環境の変化を見据え、平成27年3月期を初年度とする第四次中期経営計画の策定を進めます。

② CSR活動について

当社は、企業としての社会的責任を全うし、広く社会からの信頼を築き上げていくことが、企業価値の持続的向上のために必要不可欠と考え、コーポレートガバナンスの充実、企業倫理の向上、リスク管理の強化及び社会との関わりをの深化を重要課題と位置付けております。

上記課題の実現のために、コンプライアンスの強化、経営の監督・監視機能の強化、経営責任の明確化、意思決定及び業務遂行の実効性・迅速性の確保、情報開示の強化を進めるとともに、株主の皆様、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を一層高めるため、環境・安全・品質の確保と地域との対話等に取り組んでまいります。

2) コーポレートガバナンスの整備

当社は、取締役会、監査役会を基本に継続的なコーポレートガバナンスの充実が経営の最優先課題であると考え、諸制度の整備と透明性の高い情報開示の実施を適時行うとともに、高い自律性、効率性並びに競争力のある経営体制の確立を目指しております。

当社においては、株主の皆様に対する経営陣の責任を明確化するため、取締役の任期を1年としております。また、当社は経営会議、常務会等を設置せず、重要な業務執行及び法定事項の決定並びに業務執行の監督は、すべて取締役会で行っております。常勤監査役及び社外監査役は、定例及び臨時に開催される取締役会に出席し必要な意見を述べるとともに、取締役の業務執行状況の監査を実施しております。また、監査役のサポート体制の充実を図るため、平成19年7月より監査役スタッフ1名を選定いたしました。

当社は、以上のようなコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に基づく諸施策を実行し、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上を目指してまいります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることにより、当社の企業価値又は株主共同の利益が毀損されることを防止するための取組みの一つとして、当社が発行する株券等の大量買付行為に関する具体的な対応策（以下「本対応方針」といいます。）を平成20年6月27日開催の当社第48回定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき導入し、さらに平成25年6月25日開催の当社第53回定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき二度目の更新をいたしました。なお、本対応方針の有効期間は、第53回定時株主総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

本対応方針の導入の目的及び概要は以下のとおりです。

1) 本対応方針導入の目的

当社取締役会は、上場会社として当社株券等の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値又は株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株券等の大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大量買付行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大量買付者の提示した条件が対象会社の適正な本源的価値を十分に反映しないもの等、対象会社の企業価値又は株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

そもそも、当社が構築してきた企業価値又は株主共同の利益を確保・向上させるためには、当社の企業価値の源泉である、①市場の急速な変化を先取りできる独創的な技術開発力、②多様な顧客に満足いただける製品を生み出す先進的な製造技術と高度な品質保証体制、③高品位な製品を適時に創り上げるための高い技術力を有する「プロ集団」たる従業員の存在、④常に最高の製品、商品及びサービスをともに創り上げていく顧客・取引先との切磋琢磨する関係が必要不可欠です。当社株券等の大量買付行為を行う者により、これら当社の企業価値の源泉が中長期的に確保され、向上させられなければ、当社の企業価値又は株主共同の利益が毀損されることとなります。

また、外部者である買付者からの大量買付の提案を受けた際に、当社株主の皆様が上記の諸点のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他の当社の企業価値を構成する要素等を適切に把握した上で、当該大量買付が当社の企業価値又は株主共同の利益に及ぼす影響を短時間のうちに判断する必要があります。

かかる認識に基づき、当社取締役会は、前記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等に対する大量買付行為が行われた際に、当社株主の皆様のご意思を適正に反映させるためには、当社株主の皆様が適切に判断できる状況を確認する必要があると考えております。そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該買付行為について誠実かつ慎重な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料を提供すること、また当社株主の皆様がかかる大量買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な時間を確保すること等を可能とする、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するための枠組みを構築することが必要不可欠であると判断いたしました。

2) 本対応方針の概要

(1) 本対応方針に係る手続

本対応方針は、当社の株券等の大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）が現れた場合に、当該大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大量買付者との交渉等を行うための手続を定めるものです。

なお、大量買付者は、本対応方針に係る手続の開始後、独立委員会検討期間終了時点、又は独立委員会の勧告又は取締役会の判断に基づき株主意思確認総会が招集された場合の当該株主意思確認総会の決議時点のいずれか遅いときまでの間、大量買付行為を実行してはならないものとしております。

(2) 新株予約権の無償割当ての実施

大量買付者が本対応方針において定められた手続に従うことなく大量買付行為を行う場合、又は大量買付者による大量買付行為が当社の企業価値又は株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがある場合等には、当社は、原則として、非適格者による権利行使は認められないとの行使条件及び非適格者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除くすべての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割り当てます。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

(3) 取締役の恣意的判断を排するための独立委員会、株主総会の利用

本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、その判断の合理性及び公正性を担保するため、以下の諸手当てを施しております。

まず、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の客観的な判断を経ることとしています。なお、本対応方針の現在の独立委員会は、独立性の高い社外監査役及び社外の有識者により構成されております。

また、一定の場合には、株主意思確認総会を招集の上、同株主意思確認総会に対抗措置の発動に関する議案を付議することにより株主の皆様の意思を確認することとしています。

さらに、こうした手続の過程について、株主の皆様適切かつ適時に開示することにより、その透明性を確保することとしています。

(4) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本新株予約権の行使又は当社による取得と引換えに、非適格者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、非適格者の有する当社株式の議決権割合は、最大約33.3%まで希釈化される可能性があります。

4. 上記2. 及び3. の各取組みについての取締役会の判断、並びにその判断に係る理由

1) 本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値又は株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

2) 本対応方針が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

(1) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、株主の皆様の意思を反映させるため、その二度目の更新について平成25年6月25日開催の第53回定時株主総会において議案としてお諮りし、承認可決されたものです。また、以下の場合に本対応方針はその時点で廃止又は変更されます。

- ① 当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合
- ② 当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合

なお、当社取締役会は、独立委員会による勧告に基づき又は独自の判断で、本新株予約権の無償割当てに関する議案を株主意思確認総会に付議することがあり、かかる場合には株主の皆様のご意思を直接確認することができることとしております。

(2) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足し、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第440条に定める尊重義務に反しないものです。

(3) 当社の企業価値又は株主の皆様の共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、当社の企業価値又は株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めめるために、導入されるものです。

(4) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(5) 独立委員会の設置、外部専門家の意見取得

本対応方針は、取締役会の判断の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとしております。

かかる独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が判断を行うことにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

なお、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるため、独立委員会による判断の公正性・客観性が強く担保される仕組みとなっております。

(6) 当社取締役の任期は1年であること

当社取締役の任期は1年であり、毎年の取締役の選任を通じて本対応方針につき株主の皆様の意思を反映することが可能となります。

(7) デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、また、当社は期差任期制を採用しておりません。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員を一度に交代させることができないため、発動の阻止に一定の時間を要する買収防衛策）ではありません。

連結計算書類

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

(1) 連結子会社の数 4社

(2) 連結子会社の名称

KIMOTO TECH, INC. (米国)

KIMOTO AG (スイス)

瀋陽木本実業有限公司 (中国)

木本新技術 (上海) 有限公司 (中国)

(注) 前連結会計年度に連結子会社でありました株式会社 キモトテクノ (古河市) は平成25年6月、KIMOTO POLAND Sp.z o.o. (ポーランド) は平成26年1月にそれぞれ清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、仮決算をすることにより全て連結決算日に一致させております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a. 満期保有目的の債券

償却原価法 (定額法) を採用しております。

b. その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

③ たな卸資産

a. 製品及び仕掛品

当社は、総平均法による原価法 (貸借対照表価額について収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、在外連結子会社は、主として先入先出法による低価法を採用しております。

b. 商品及び原材料

当社は、移動平均法による原価法 (貸借対照表価額について収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、在外連結子会社は、主として先入先出法による低価法を採用しております。

c. 貯蔵品

当社は、最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額について収益性の低下に基づく簿価切下げの方)、在外連結子会社は、主として先入先出法による低価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は、定率法を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

ただし、当社では、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は建物及び構築物が10～50年、機械装置及び運搬具が4～10年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用し、販売用ソフトウェアについては、販売可能期間（3年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

重要な所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び連結子会社は、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権・破産更生債権等については財務内容評価法により回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社は、従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

当社は、役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異（1,060百万円）については、15年による均等額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）でそれぞれ発生翌連結会計年度から定率法により費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) ヘッジ会計の処理

ヘッジの要件を満たすものについては、繰延ヘッジ処理によるヘッジ会計を適用しております。

ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

なお、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

退職給付に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」といいます。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」といいます。)を適用(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)しております。

これに伴い、退職給付債務を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異を退職給付に係る負債に計上いたしました。また、退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額を、その他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が2,154百万円計上され、その他の包括利益累計額が180百万円減少しております。

なお、1株当たり純資産は3.49円減少しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 18,995百万円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

2. 偶発債務

当社及び連結子会社の木本新技術(上海)有限公司(中国)は、販売した当社製品の品質に関し重大な問題があったとして、汕頭万順包装材料股份有限公司光電薄膜分公司(以下「万順」といいます。)より、平成25年12月10日付けで、損害賠償の提訴を受け、現在係争中であります。

当社は、万順への納品物に関して、製品性能及び外観に関しても納品仕様書の規格に達していると認識しており、裁判において当社の正当性を主張して争っていく方針であります。

(1) 訴訟を提訴した者 汕頭万順包装材料股份有限公司光電薄膜分公司

(2) 損害賠償請求額 23百萬元

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	27,386,282株	—	—	27,386,282株

(注) 当社は、平成26年1月17日開催の取締役会決議に基づき、平成26年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、発行済株式の総数につきましては、株式分割前の株式数を基準に記載しております。

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	1,311,006株	200,053株	—	1,511,059株

(注) 当社は、平成26年1月17日開催の取締役会決議に基づき、平成26年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、自己株式の総数につきましては、株式分割前の株式数を基準に記載しております。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	208百万円	8円	平成25年3月31日	平成25年6月26日
平成25年10月31日 取締役会	普通株式	182百万円	7円	平成25年9月30日	平成25年12月6日

(注) 当社は、平成26年1月17日開催の取締役会決議に基づき、平成26年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、1株当たりの配当額につきましては、株式分割前の株式数を基準に記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	258百万円	10円	平成26年3月31日	平成26年6月25日

(注) 当社は、平成26年4月1日付けで、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、当該株式分割を考慮した場合、1株当たり配当額は5円となります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

KIMOTOグループは、一時的な余資は社内規程である資金運用細則に基づき、短期的な預金及び安全性の高い金融資産に限定して運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規程である与信管理細則に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券のうち上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は、主に機能性フィルムの製造販売事業を行うための設備投資資金であります。また、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を利用して支払利息の固定化を実施しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

[単位:百万円]

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	12,711	12,711	-
(2) 受取手形及び売掛金	5,198	5,198	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	204	201	△2
②その他有価証券	879	879	-
(4) 支払手形及び買掛金	(2,695)	(2,695)	-
(5) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	(382)	(385)	3
(6) デリバティブ取引	-	-	-

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

満期保有目的の債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格、株式は取引所の価格によっております。

株式はその他有価証券として保有し、それらの時価について、時価を把握することが可能な有価証券は期末時点における時価を、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は取得価額を時価としております。

(4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同額の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており (下記(6)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含め記載しております。

(注2) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額240百万円) は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券②その他有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	414円15銭
2. 1株当たり当期純利益額	34円35銭

(注) 当社は、平成26年4月1日付けで、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、当該株式分割については、当連結会計年度の期首に株式分割が実施されたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益額を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

株式分割

当社は、平成26年1月17日開催の取締役会決議に基づき、平成26年4月1日を効力発生日として、株式分割を実施いたしました。

(1) 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上と、当社株主における投資家層のさらなる拡大を目的とするものであります。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成26年3月31日を基準日として、最終の株主名簿に記録された株主の所有株式1株につき、2株の割合で株式分割を実施いたしました。

② 分割により増加する株式数

a. 株式分割前の発行済株式数	27,386,282株
b. 今回の分割により増加した株式数	27,386,282株
c. 株式分割後の発行済株式数	54,772,564株
d. 株式分割後の発行可能株式数	90,000,000株

(3) 株式分割の日程

① 基準日	平成26年3月31日（月）
② 効力発生日	平成26年4月1日（火）

(4) 株式分割の1株当たり情報に及ぼす影響

当連結会計年度の期首に株式分割が実施されたと仮定して算出しており、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

計 算 書 類

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

③ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ

時価法を採用しております。

(3) たな卸資産

① 製品及び仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額について収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 商品及び原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額について収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

③ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額について収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が10～50年、機械及び装置が8年であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用し、販売用ソフトウェアについては、販売可能期間（3年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

重要な所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権・破産更生債権等については財務内容評価法により回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異（1,060百万円）については、15年による均等額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）でそれぞれ発生翌事業年度から定率法により費用処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. ヘッジ会計の処理

ヘッジの要件を満たすものについては、繰延ヘッジ処理によるヘッジ会計を適用しております。

ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

なお、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

貸借対照表に関する注記

1. 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	16,276百万円
----------------	-----------

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	368百万円
--------	--------

短期金銭債務	27百万円
--------	-------

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	795百万円
仕入高	244百万円
営業取引以外の取引高	6百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,311,006株	200,053株	—	1,511,059株

(注) 当社は、平成26年1月17日開催の取締役会決議に基づき、平成26年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、自己株式の数につきましては、株式分割前の株式数を基準に記載しております。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内容

繰延税金資産

長期未払金否認	7百万円
賞与引当金否認	142百万円
退職給付引当金否認	667百万円
関係会社株式評価損否認	381百万円
たな卸資産評価損否認	24百万円
その他	131百万円
繰延税金資産小計	1,354百万円
評価性引当額	△399百万円
繰延税金資産合計	955百万円

繰延税金負債

買換資産圧縮積立金	△16百万円
その他有価証券評価差額金	△179百万円
その他	△2百万円
繰延税金負債合計	△198百万円
繰延税金資産の純額	756百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.01%から35.64%に変更されております。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は18百万円減少し、法人税等調整額は同額増加しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	406円87銭
2. 1株当たり当期純利益額	31円39銭

(注) 当社は、平成26年4月1日付けで、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が実施されたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益額を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

株式分割

当社は、平成26年1月17日開催の取締役会決議に基づき、平成26年4月1日を効力発生日として、株式分割を実施いたしました。

(1) 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上と、当社株主における投資家層のさらなる拡大を目的とするものであります。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成26年3月31日を基準日として、最終の株主名簿に記録された株主の所有株式1株につき、2株の割合で株式分割を実施いたしました。

② 分割により増加する株式数

a. 株式分割前の発行済株式数	27,386,282株
b. 今回の分割により増加した株式数	27,386,282株
c. 株式分割後の発行済株式数	54,772,564株
d. 株式分割後の発行可能株式数	90,000,000株

(3) 株式分割の日程

① 基準日	平成26年3月31日 (月)
② 効力発生日	平成26年4月1日 (火)

(4) 株式分割の1株当たり情報に及ぼす影響

当事業年度の期首に株式分割が実施されたと仮定して算出しており、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。